

事務事業名		介護二次予防事業				評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)			
政策体系	基本目標	2 やさしくふれあいのある健康福祉づくり				担当組織	担当部	健康医療部	担当課	いきいき高齢課		
	政策	3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり				担当係	地域支援事業係	担当課長名	片柳利幸			
	施策	1 豊かで健やかな長寿社会の実現				新規事業・継続事業		継続事業				
	基本事業	3 介護保険サービスの充実と介護予防の推進				実施計画事業・一般事業		実施計画事業				
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名				事業区分	市単独事業・国県補助事業	国県補助事業
	20220	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	4	1	1	介護二次予防事業				任意的事業・義務的事业	義務的事业	
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	H18年度～28年度		根拠法令 条例等	介護保険法				実施方法	直営	
										事業分類	健診・予防事業	
										リーディングプロジェクト	該当なし	
										市長マニフェスト	2-9	

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)	平成26年度実績(平成26年度に行った主な活動内容)						
介護二次予防事業は、要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にあるとみられる65歳以上の介護保険被保険者を対象とした、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業である。 要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に「基本チェックリスト」により把握した二次予防事業対象者に対し、通所による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの介護予防教室を実施し、要介護状態となることの予防を図る。 平成29年度からは、制度改正により、「介護一次予防事業」「介護二次予防事業」が廃止され、「一般介護予防事業」が開始されることになった。	地域包括支援センターの保健師等が、老人クラブ等を訪問し、基本チェックリストにより、二次予防事業対象者を把握した。二次予防事業対象者には介護予防教室(「運動器の機能向上プログラム」「口腔機能の向上プログラム」)の参加を勧奨し、教室参加者には介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防事業を実施した。						
	活動指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
	二次予防事業対象者数	人	2,730	238	500	500	
	介護予防教室開催回数(延べ)	回	248	216	360	360	
	介護予防教室参加人数	人	1,374	1,688	1,600	1,600	

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

二次予防事業対象者	対象指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
	65歳以上の高齢者数	人	31,140	32,079	32,923	33,310	

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

二次予防事業対象者が介護が必要とならないようにすること	成果指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)
	要支援・要介護認定率	%	18.1	18.2	18.2	18.5	

④ 結果(どのような結果に結びつきますか?)

要介護状態にならないようにする	上位成果指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)
	一次予防事業対象者の介護予防事業参加者数	人	4,902	5,105	5,900	5,950	

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)			
	国庫支出金	千円	2,390	1,653	3,156	3,372				
	県支出金	千円	1,195	827	1,578	1,686				
	地方債	千円								
	その他	千円	1,195	827	1,578	1,686				
	一般財源	千円	2,772	1,917	3,534	3,777				
	事業費計(A)	千円	2,008	1,388	2,777	2,970				
		千円	9,560	6,612	12,623	13,491	0			
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
			報償費	35	報償費	75	報償費	330	報償費	155
			消耗品費	170	消耗品費	193	消耗品費	198	消耗品費	565
			印刷製本費	10	印刷製本費	75	印刷製本費	12	印刷製本費	62
		通信運搬費	1,872	修繕料	113	通信運搬費	165	通信運搬費	414	
		手数料	3	通信運搬費	92	手数料	38	手数料	25	
		業務委託料	7,470	手数料	3	業務委託料	11,880	業務委託料	12,270	
				業務委託料	6,061					
人件費	人	4	4	4	4					
のべ業務時間	時間	1,700	1,700	1,700	1,700					
人件費計(B)	千円	6,615	6,700	6,700	6,700	0				
トータルコスト(A)+(B)	千円	16,175	13,312	19,323	20,191	0				

事務事業名	介護二次予防事業	担当部	健康医療部	担当課	いきいき高齢課	担当係	地域支援事業係
-------	----------	-----	-------	-----	---------	-----	---------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	平成18年4月に介護保険法が改正され、介護予防重視型システムに転換されたことにより開始された事業である。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	高齢者の増加により、平成18年4月に介護保険法が改正され、介護一次予防事業、二次予防事業が開始されたが、平成27年4月の改正により要支援者等の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行する介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることになり、介護予防事業についても、見直されることになった。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	議会からは、一般質問や特別委員会において、介護予防事業や地域支援事業の取組についての質問があった。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取り組み
やり方改善(成果向上の見直し)	二次予防事業対象者把握事業について見直しを行い、アンケートの実施を中止し、費用の削減を図った。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	
	結びついている	理由・改善案 高齢者が住み慣れた地域で、要介護状態にならないように、また、元気で自分らしい生活ができるように支援していくことは、市の政策体系に合致している。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	
	市が行わなければならない	理由・改善案 介護保険法に定められており、市が保険者として実施しなければならない。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	
	妥当である	理由・改善案 介護保険法に基づき事業を実施しているため、妥当である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	
	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案 介護予防の重要性を周知し、介護予防教室への参加者を増やすことが必要である。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	
	類似事務事業はない	理由・改善案 類似事務事業名
	*類似事務事業があれば、名称を記入	
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	
	削減の余地はない	理由・改善案 5人以上で1つの介護予防教室を開催したのを、平成26年度からは8人以上とし、事業の効率化、費用の削減を図った。これ以上の削減は難しい。
公平性 評価	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	
	現在の受益者負担は適正である	理由・改善案 介護予防教室の実施にあたっては、公費の他に、介護保険料(介護予防事業の対象者は被保険者である)を充当していることから、適正である。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)	
	平成27年4月の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を開始後は二次予防事業は中止となり、一般介護予防事業が開始されることになった。	

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																		
やり方改善(成果向上の見直し)(有効性④の結果) *評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。) ・二次予防事業対象者の把握については、当課の保健師、地域包括支援センター看護師等による訪問や、介護一次予防教室等での基本チェックリストの実施、他部局からの情報提供等により把握に努め、対象者と判断された方に教室の参加を勧奨する。	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	向上	○		維持		×	低下	×	×	・平成27年度では、老人クラブ等での基本チェックリストの実施に加え、介護一次予防教室等に出向き、直接高齢者に接することにより、参加につなげていくことが必要である。
	コスト																			
	削減	維持	増加																	
成果	向上	○																		
	維持		×																	
	低下	×	×																	